

平成 26 年 3 月 12 日

消費税の表示カルテルの実施について（会長声明）

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

本年 4 月 1 日に薬価基準が改正され、同時に消費税の税率が 5%から 8%に引き上げられる。薬価の算定に当たっては、消費税相当額が加算されている。

一方、当連合会は平成 19 年の流通改善懇談会の緊急提言の実現を医療用医薬品の「流通改革」として位置付け、その実現に邁進してきた。流通改革の主たる目的は価値に見合った市場価格の形成であり、その前提条件となる単品単価取引の励行が必要である。

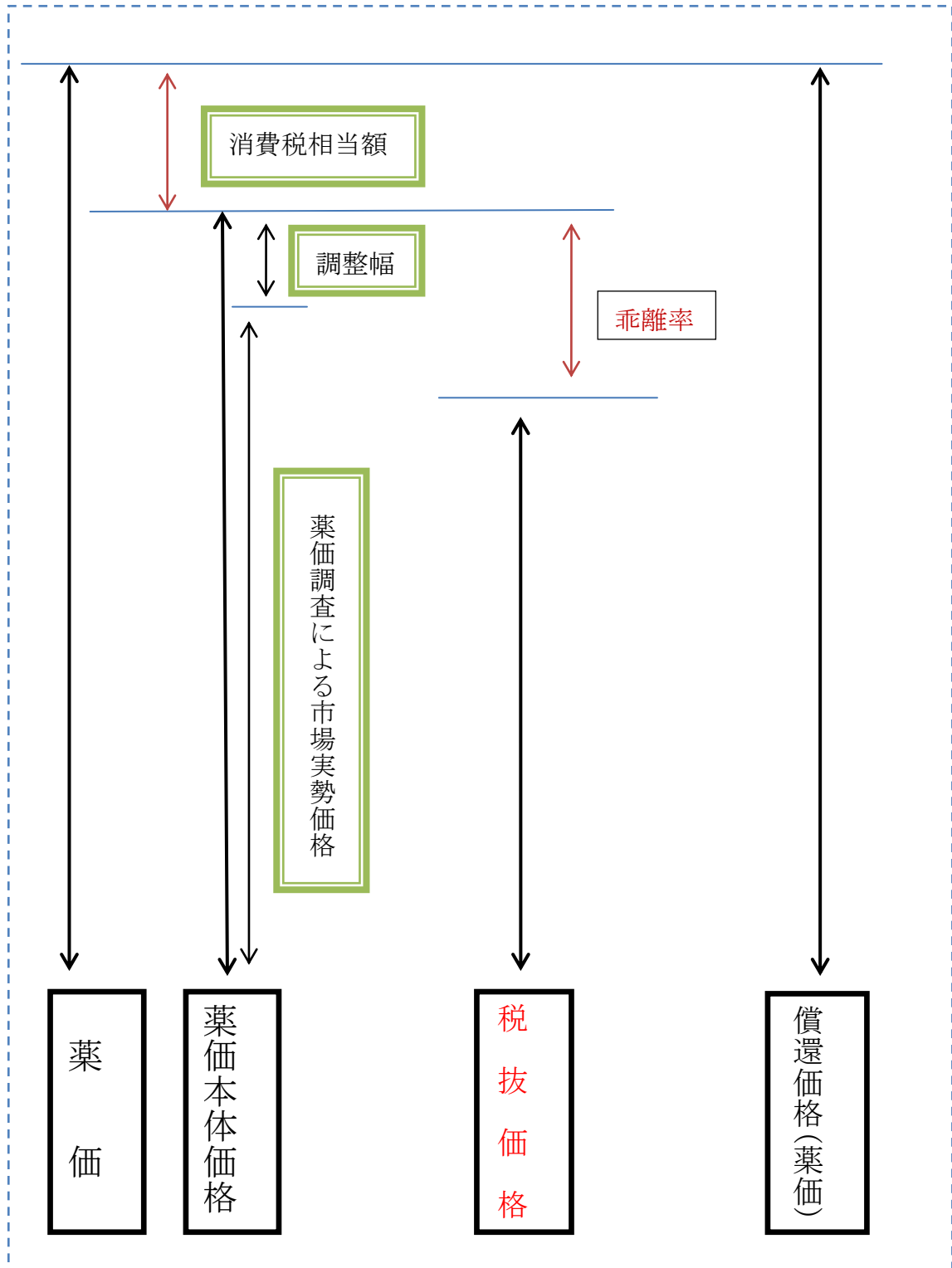
しかし、医薬品の価格交渉において、薬価を基準とした場合、消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品の本来の価値に見合う価格が不鮮明になる。従って、薬価から消費税相当額を控除した薬価本体価格を基準として価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましい。即ち、薬価本体価格と消費税相当額を「見える化」し、価格交渉を行うことが望ましい。

当連合会は、以上の観点から、消費税の転嫁と流通改革の定着の取組みとの整合性を考慮し、下記により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成 25 年法律第 41 号)第 12 条の規定に基づき、同条第 2 号の共同行為(以下「表示カルテル」という。)を実施することとする。

記

- 1 表示カルテルの具体的内容は、次のとおりとする。
 - ① 医療機関又は薬局と医薬品の価格交渉を行う際、税抜価格を提示する。
 - ② 税抜価格は、薬価から薬価に加算されている消費税相当額を控除した額（以下「薬価本体価格」）との乖離率を明らかにした価格とする。
例) ○○円：薬価本体価格から△%乖離する価格
- 2 表示カルテルの実施期間は、医療機関・薬局に対する周知等の準備期間を考慮し、本年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(参考 1)



* 薬価本体価格 = 薬価 × 100 / 108

* 乖離率は、今後の価格交渉においては、「本体薬価差」という。

(参考2)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税
の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

第5章 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

(届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外)

第12条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為（事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りではない。

一 (略)

二 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為